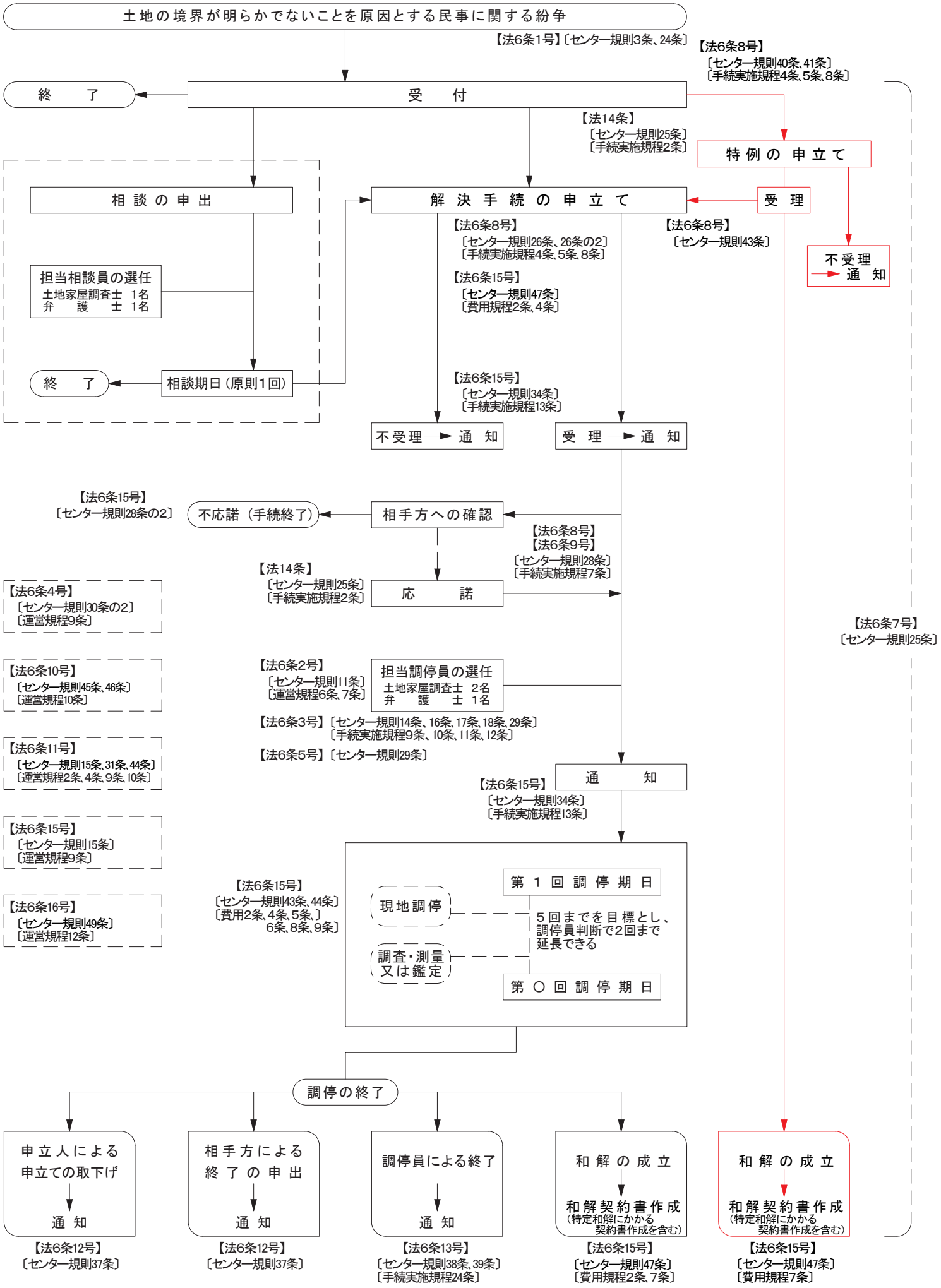
土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争
【法6条1号】〔センター規則3条、24条〕
【法6条8号】
〔センター規則40条、41条〕
〔手続実施規程4条、5条、8条〕
終　了
受　付
【法14条】
〔センター規則25条〕
〔手続実施規程2条〕
特例の申立て
相談の申出
解決手続の申立て
受理
【法6条8号】
〔センター規則26条、26条の2〕
〔手続実施規程4条、5条、8条〕
【法6条8号】
〔センター規則43条〕
不受理→通知
【法6条15号】
〔センター規則47条〕
〔費用規程2条、4条〕
担当相談員の選任
土地家屋調査士　1名
弁　護　士　1名
終　了
相談期日（原則1回）
【法6条15号】
〔センター規則34条〕
〔手続実施規程13条〕
不受理→通知
受理→通知
【法6条15号】
〔センター規則28条の2〕
不応諾（手続終了）
相手方への確認
【法6条8号】
【法6条9号】
〔センター規則28条〕
〔手続実施規程7条〕
【法14条】
〔センター規則25条〕
〔手続実施規程2条〕
応　諾
【法6条4号】
〔センター規則30条の2〕
〔運営規程9条〕
【法6条10号】
〔センター規則45条、46条〕
〔運営規程10条〕
【法6条2号】
〔センター規則11条〕
〔運営規程6条、7条〕
担当調停員の選任
土地家屋調査士　2名
弁　護　士　1名
【法6条3号】〔センター規則14条、16条、17条、18条、29条〕
〔手続実施規程9条、10条、11条、12条〕
【法6条5号】〔センター規則29条〕
【法6条11号】
〔センター規則15条、31条、44条〕
〔運営規程2条、4条、9条、10条〕
通　知
【法6条15号】
〔センター規則34条〕
〔手続実施規程13条〕
【法6条15号】
〔センター規則15条〕
〔運営規程9条〕
【法6条16号】
〔センター規則49条〕
〔運営規程12条〕
【法6条15号】
〔センター規則43条、44条〕
〔費用2条、4条、5条、〕
6条、8条、9条〕
第１回調停期日
現地調停
５回までを目標とし、
調停員判断で2回まで
延長できる
調査・測量
又は鑑定
第○回調停期日
【法6条7号】
〔センター規則25条〕
調停の終了
申立人による
申立ての取下げ
通知
【法6条12号】
〔センター規則37条〕
相手方による
終了の申出
通知
【法6条12号】
〔センター規則37条〕
調停員による終了
通知
【法6条13号】
〔センター規則38条、39条〕
〔手続実施規程24条〕
和解の成立
和解契約書作成
（特定和解にかかる
契約書作成を含む）
【法6条15号】
〔センター規則47条〕
〔費用規程2条、7条〕
和解の成立
和解契約書作成
（特定和解にかかる
契約書作成を含む）
【法6条15号】
〔センター規則47条〕
〔費用規程7条〕